

秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業実施要領

第1 趣旨

秩父地域森林林業活性化協議会は、秩父圏域の森林林業分野における新規就労者の確保、担い手の育成を図るため、別表1に掲げる研修等（以下、「研修等」という）の受講者が必要とする経費について、この要領に基づき助成する。

第2 補助対象事業区分及び補助対象者並びに補助対象経費

補助対象事業区分及び補助対象者並びに補助対象経費は、別表2に定めるとおりとする。

第3 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別表2で定める期限内に、秩父地域森林林業活性化協議会会長（以下、「会長」という。）に対して、秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式1）のほか、別表3に定める資料を添付し補助金の交付を申請するものとする。

第4 補助金の交付決定等

- (1) 会長は、交付申請の内容を審査するとともに予算額の範囲内で補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。（事後申請方式）
- (2) 会長は、補助金の額を確定した場合には、申請者に対し速やかに秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金確定通知書（様式2）により補助事業者に通知するものとする。

第5 補助金の請求

申請者は、秩父地域の森林林業における新規就労希望者への補助金確定通知書を受領したときは、秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金請求書（様式3）により請求するものとする。

第6 補助金の交付に当たって付すべき条件

会長は補助金の交付に当たり、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

受講に係る支援の交付決定を受けた者は、研修等を修了しなかった場合、

当該交付を受けた補助金相当額を返還させることがある。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月6日から適用する。

この要領は、平成30年7月23日から適用する。

この要領は、令和元年7月23日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

対象となる研修等の名称	実施主体等	開催場所
厚生労働省埼玉労働局が認定する求職者支援訓練実践コース（林業分野）	フォレストカレッジ （NPO 法人森林活用研究会 こびす）	埼玉県内
埼玉県委託公共職業訓練としての森林ビルダー養成講座	フォレストカレッジ （NPO 法人森林活用研究会 こびす）	埼玉県内
埼玉県が森林技術者の確保・育成事業として実施する森林技術研修	埼玉県農林部森づくり課	埼玉県内
自伐型林業学部（プライマリーコース、フォローアップコース）	地球のしごと大学	日本自動ドア技術学院（飯能市大字中藤下郷字並木 294-3）
自伐型林業初任者研修	NPO 法人 自伐型林業推進協議会	秩父群市内

別表 2

補助対象事業区分	補助対象者	補助対象経費	① 補助率 ② 補助金限度額 ③ 申請期限 ④ 補助限度回数
受講に係る支援	秩父郡市内（東秩父村は除く）在住者（受講のために移住した者も含む）	受講料、受講に必要なとなるテキスト代、林業用具（なた、のこぎり、チェーンソー）、安全用具代（ヘルメット、防護ズボン、チェーンソーブーツ、作業服、作業靴、手袋等）、旅費、傷害保険料に限る	① 定額 ② 50千円／人 ③ 受講終了後30日以内 ④ 1回／人限り
受講修了後の支援	秩父郡市内（東秩父村は除く）在住者（就職のために移住した者も含む）で講座の技術を生かした職に就いた者	用途指定なし	① 定額 ② 50千円／人 ③ 受講修了後1年以内 ④ 1回／人限り

別表 3

補助対象事業区分	交付申請書添付書類
受講に係る支援	秩父郡市内（東秩父村は除く）在住者であることを確認できる書類（住民票等）、養成講座等の修了を証明するもの（修了証写し等）、支払いに関する書類（購入品の領収書と写真、旅費算出根拠となる書類等）
受講修了後の支援	秩父郡市内（東秩父村は除く）在住者（就職のために移住した者も含む）であることを確認できる書類（住民票等）、養成講座等の修了を証明するもの（修了証写し等）、就職先や雇用条件が確認できる書類（内定通知等）

様式 1

秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金
交付申請書及び実績報告書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会

会 長 様

住 所

氏 名

連 絡 先

下記により秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金の
交付を受けたいので、秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業
実施要領第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分及び補助対象経費の内訳

	事業区分 (※)	経費区分	金額 (円)	備考
	受講に係る支援	受講料		
		テキスト代		
		林業用具代		
		安全用具代		
		旅費		
		傷害保険料		
		合計		
	受講修了後の支援	—		
		合計		

(※) 該当する事業区分の左欄に○を記入すること。

2 添付書類 別添のとおり

様式 2

秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金
交付決定及び確定通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

秩父地域森林林業活性化協議会
会 長

年 月 日付けで申請及び実績報告のあった秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金について、下記のとおり交付決定し、確定します。

記

1 交付金額 円

2 条 件

受講に係る支援の交付決定を受けた者は、研修等を修了しなかった場合、当該交付を受けた補助金相当額を返還させることがある。

様式 3

秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金請求書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会
会 長 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで補助金の確定通知のあった秩父地域の森林林業における新規就労希望者への支援事業補助金について、下記の金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 支払いの方法

振込先銀行名 _____ 支店名 _____

預金種別 (当座・普通)

フリガナ

口座名 _____ 口座番号 _____